

| | |
|-----------|--|
| 議長 確認印 | |
|-----------|--|

林業振興対策調査特別委員会会議録

| | |
|---------|--|
| 1 日 時 | 開会 平成 27 年 11 月 27 日 13 : 30 閉会 平成 27 年 11 月 27 日 15 : 00 |
| 2 場 所 | 委員会室 |
| 3 出席委員 | 藤田高志、吉田克則、鈴木 茂、鈴木安次、小峰由久、鈴木孝則(副)、鈴木幸江、割貝寿一、大縄武夫、小林達信(遅参)、藤田一男、藤田恵二 |
| 4 欠席委員 | 小貫初枝 |
| 5 出席要求者 | |
| 6 職務出席者 | 議長鈴木道男 議会事務局長、書記 |
| 7 説明員 | まち振興課長、農林振興係長 |
| 8 付議事件 | 第 1 林業振興事業 第 2 報告書要旨 |
| 9 議事の経過 | <p>鈴木孝則副委員長開会 小林達信委員長あいさつ 第 1 林業振興事業 委員長：ふくしま林業再生事業について説明員の説明を求める。 まち振興課長：資料に基づき説明する。 (説明要旨) 民有林間伐等森林整備を森林所有者の同意を得て市町村が行うもの。原発事故の放射能汚染対策として行うもので、汚染状況重点調査地域などを対象に行う。会津地方の一部を除き全県が対象となっている。森林整備は、間伐、更新伐、除伐、下刈り、植栽などである。そのほか路網整備も対象となっている。以下パンフレットに示すとおりである。町の全体計画は、平成 26 年から 32 年までで、森林整備を 1,590ha 計画している。現在発注しているのは平成 26 年度繰越分(大蔵 1 地区)である。それ以外はこれから発注する。なお、平成 27 年度は 60ha 予定であるが 120ha 分の調査等を発注する予定で次年度の前倒しを考えている。 レーザー航測の結果を資料にお示しした。年齢別に色分けしている。また、傾斜度に応じ色別にした資料を添付しているがこれらを使って路網整備計画を立てる。また、要整備林の色別にしたものを添付した。これを参考に要整備個所の優先度を定める予定である。平成 29 年度以降に 61 年生になる場所の図面がある。61 年生以上はこの事業の対象外なのでこれも参考に計画している。</p> <p>委員長：質問はあるか。 小峰委員：航空測量は終わったのか。 まち振興課長：飛行機は飛ばした。処理データの納品が 12 月末の予定である。 鈴木(孝)委員：年齢の判断は。 まち振興課長：航空測量のデータを基に判別している。</p> |

鈴木（孝）委員：育ち具合によって外見での判断は難しい。現地に行かないとわからない。

まち振興課長：森林簿の整備が不完全なのでそれでは判断はできない。ここでの齡級判断は太さによっている。育ちが悪く 61 年たっていてもそう判断されない場合もある。また、逆の場合もある。ここでは、木の太さで区分している。

大縄委員：事業はどのように進めるのか。

まち振興課長：26 年度は共有林の所有者に声をかけて行った。同意取得が比較的容易なところということである。27 年度は 120ha 予定しているが、うち 80ha は財産区である。28 年度以降はデータに基づいて進めるが、行政区などに説明して同意を得て進めたい。やってほしいと要望されても、きれいに整備されているところはなかなか対象にならないなど難しい面もある。地図上で優先地を選定してからその地域に声掛けをしたいと考えている。

大縄委員：放射能対策だが塙は高くないと思うが。高い箇所があった場合、補償などあるのか。

まち振興課長：この事業そのものが被害があったところの対策としてはじめられたもの。現場作業にあたっては、事前に空間線量を測り、施工後の線量計測など行う。木材の芯の方には放射性物質は入っていないので樹皮の濃度を測定する。空間線量が $0.5 \mu\text{Sv}$ 超える場合は樹皮の放射性濃度の抽出検査を行う。塙では空間線量は高くないのでそこまではいかないと思う。枝葉は集積する。

大縄委員：処分場に持っていくのか。

まち振興課長：そこまでは行わない。

藤田（一）委員：放射性物質対策としては何をやるのか。

まち振興課長：斜面の土砂、枝葉が流出しないように柵を設ける。

小峰委員：町からこの事業の町民への周知はしないのか。

まち振興課長：希望があったところへ説明には出向きたい。

小峰委員：この事業は得なので知らせるべき。また、全伐した後どうするか。全伐後放置されている山が見受けられる。行政で再生させる手立てなど考えられないか。

まち振興課長：間伐を主体に考えているがそのような心配もある。下刈りは 3 年間は対応するがそれ以降が問題である。民有林再生の組織作りなどは検討できるかもしれないが、民有林である以上個人の問題になる。なかなか難しい。

鈴木（茂）委員：財産区は部分林組合を解散し、町に木を買ってもらいたいという話もある。

まち振興課長：今年度中に説明を行う予定。買い上げにはかなりの費用がかかる。森林再生事業はそれが決まってからの取組みになる。

鈴木（孝）委員：保安林以外は全伐が多い。その後は植林しないケースが増えている。しかし、その後 10 年以上たったところは雑木林になっているところもある。根の張りは針葉樹の 3 倍ぐらいあるので山の保全のためには雑木林がよい。雑木を増やしたほうがよい。栃木県ではナラの苗を植えている。針葉樹の更新でなくあたらな方策をとっていくべき。

まち振興課長：財産区はそのような対応も考えたいが、私有林はそうはいかない。所有者の意向もある。

農林振興係長：皆伐は県南地方が多いという。何らかのメニューで広葉樹の植林補助は可能であると思う。通常は広葉樹から針葉樹である。その逆であろうが県に確認していきたい。

鈴木（孝）委員：それは役人の発想である。針葉樹の山から広葉樹にはならないと決めつけている。苗を植えないとダメという固定している。現に、針葉樹伐採の後立派に広葉樹林になっているところはある。場所によって差はあるがそういうところもあるのは事実である。

特に阿武隈山系は20年ぐらいで成木する。現場をよく見るべきである。小野田自然塾のキャンプ場跡地などはそのよい例である。

小峰委員：財産区などの部分林制度は町から山を借りてそこで木を育てる方法だが、逆に全伐した場合、山主が町にお願いして植林成木させることなども検討しなければならない。そのため、町がその管理会社をつくるなど様々な方法を考えなければならない。地元の雇用増にもつながるし山の健全育成もできる。

（小峰委員 早退）

鈴木（幸）委員：すでに全伐し、荒れた山の再生に対して事業の対象となるのか。

まち振興課長：現行の造林補助はあるが、再生事業には当たらない。

農林振興係長：森林法では伐採届が義務付けられる。そこでは、5年間に再生（針葉樹広葉樹とも）しなかった場合は再生するよう措置することが定められている。森林法に基づいて執行することになると思う。現在は、指導が甘い部分がある。

吉田委員：大蔵の共有林をやるといって、その周辺部に話しているのか。

まち振興課長：本来まとまった地域での施行が望ましいが、26年度分に関しては、航空測量が完了していなかったため、まず、事業規模にあった場所が確保できるところから始めたので共有林だけを対象とした。

吉田委員：計画は森林所有者の意向も踏んだうえのものになっているのか。森林所有者はこの事業でどのようになる、どのくらいお金になるとか知らせたうえでの計画なのか。

まち振興課長：山主と事業体との話で決まる点もある。市場での引き受けが可能かという点でも検討が必要である。値崩れなども考えなければならない。

吉田委員：材積は。

まち振興課長：レーダーである程度把握できる。

議長：この計画を消化できるのか。

まち振興課長：できるようにしなければならない。事業者と協議はしている。国有林との関係もあると思う。

議長：搬出材が一举に出た時の問題は。前に、県職員は値崩れはないと説明していたが。

まち振興課長：1町村で対応はできない。県全体で調整してもらうしかない。

鈴木（茂）委員：発注は町内業者か。

まち振興課長：一举にはできないが、可能である。

農林振興係長：現在は、放射性物質測定場として木材流通センターだけが指定されているので一度には捌ききれない。協和木材でもできるように県に働きかけている。

藤田（一）委員：町内業者がこの事業にかかりきっているわけではない。事業消化は本当にできるのか。

まち振興課長：この事業の有利性が浸透すれば、民有林はほとんどこの事業になると思う。問題は、国有林との競合である。また、郡内どこでもこの事業を行っているので広範囲での調整

が必要となる。町内業者にはこれだけの計画があるので対応してほしいとの話はしている。

鈴木（孝）委員：5年間の事業ではなかったのか。

農林振興係長：5年の事業であるが、県としては32年度までとして計画している。

吉田委員：拡散防止対策とは。チップ化して山に撒くことは考えないのか。

まち振興課長：枝葉処理としては、まず集積し防護柵で拡散防止する。チップにして全体に撒くことは考えていない。

鈴木（安）委員：業者は切るだけなら可能と言っている。放射能対策が入ると事業消化は難しいと言っている。また、同意取得は大丈夫かと業者は心配している。

鈴木（孝）委員：この事業は、除染の名目で予算確保した。だから、除染もやらなければならない。枝葉は、そのままが一番良い。肥料になる。集積は、手作業になるのでかなりの手間になる。業者にとってはきついはず。

委員長：これで日程第1を終わる。

（説明員 退席）

第2 報告書要旨

委員長：再開する。事務局に説明させる。

（事務局説明）

委員長：意見を出してほしい。

鈴木（孝）委員：大型機械導入の山林破壊は古い考えである。後始末が重要である。

藤田（一）委員：事業者から大規模山林しか相手にされなくなっている。小規模山林が問題。

鈴木（幸）委員：福島大学の学部再編で農林系が増設されるとしている。それらにつなげていけるような要望はできないものか。

鈴木（安）委員：CLT工法を町の施設に取り込む提言はあってもいいのではないか。地元から積極的に行うようにしたい。

割貝委員：12月定例会への報告であるが、まとめとしてもっと具体的が入ってもいいのではないか。

事務局：この資料はこれまでの振り返り。このまま報告書にするわけではない。

鈴木（茂）委員：森林再生事業をメインにすべきと思う。

鈴木（孝）委員：その通りだと思うが、それだけでなく長期的ビジョンを入れるべき。

事務局：長期ビジョンの柱は何か。

藤田（一）委員：公共施設の木材利用。

鈴木（孝）委員：人工林から天然林への移行もやっていったほうがよい。

鈴木（幸）委員：山の循環、木材の活用、長期展望に立った後継者が柱になるのか。

委員長：これで協議を終わる。報告書は委員長において案をまとめたい。

委員長：これで本日の会議を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

林業振興対策調査特別委員長